

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人木村一八郎の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の大正一二年（れ）第一八〇五号同一三年一一月二九日大審院判決は、すでに当裁判所の判例により変更されたものであり（昭和二七年（あ）第六五九六号同三〇年一〇月一四日第二小法廷判決・刑集九巻一一号二一七三頁、昭和三一年（あ）第四六九号同三年五月六日第三小法廷判決・刑集一二巻七号一三三六頁参照）、また、所論引用の昭和二六年（れ）第七七号同年六月一日第二小法廷判決は、事案を異にし、本件に適切でなく、その余は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年二月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己